

小規模事業者持続化補助金のご案内

小規模事業者が、商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の3分の2を補助します。

補助内容は？

補助上限額 50 万円*

- * 賃金の引き上げ、雇用対策、買物弱者対策、海外展開に取り組む場合、上限額 100 万円
- * 複数の事業者が連携して取り組む事業の場合、上限 100 万円～500 万円（連携する小規模事業者数による）

補助対象経費の 3 分の 2 以内

補助対象者は？

商工会の管轄地域内で事業を営む小規模事業者（個人・法人）

対象業種	従業員数
卸売業・小売業	5 名以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	5 名以下
サービス業（宿泊業・娯楽業）	20 名以下
製造業その他	20 名以下

* 中小企業等協同組合、有事責任事業組合、医療法人、宗教法人、NPO 法人、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、農事組合法人、任意団体、創業予定者等は補助対象者に該当しません。

補助対象事業は？

販促用のチラシ作製、店舗改装、展示会への参加等、販路開拓のための取組のほか、販路開拓と合わせて行う業務効率化（生産性向上）の取組についても補助対象となります。

* 補助金の採否については事業の有効性の観点から審査いたします。通常の生産活動のための設備投資等（パソコン購入等）の費用は対象となりません。

対象経費は？

機械装置等費
広報費
展示会出展費
旅費
開発費
外注費等...

締切：平成 29 年 1 月 27 日（金）

* 商工会で申請書を確認する作業が必要なため、お早目に商工会へお越しく下さい。
交付決定：平成 29 年 3 月下旬（予定）

補助金活用の流れ	1. 経営計画書の策定・申請書作成 市場動向、自社の強み等の分析、販路開拓や業務効率化、生産性向上の取組案を検討し、事業計画書を作成しましょう。	4. 補助金の交付 採択が決定されると採択者に交付決定通知が送付されます。 * 交付決定前の発注や支出した経費は補助対象外となります。
	2. 地域の商工会へ提出 商工会が申請書等の内容確認を行い、事業支援計画書を作成します。	5. 販路開拓の取組実施 採択された補助事業計画に沿って取り組んでください。問題や不明点について、商工会がサポートいたします。
	3. 申請内容の審査 外部有識者、全国商工会連合会による審査を行います。	6. 実績報告書の提出 事業終了後に実績報告書を提出してください。 * 実績報告後に補助金が支払われます。

公募要領等は東京都商工会連合会HPでご確認ください
<http://www.shokokai-tokyo.or.jp>

ご相談は三鷹商工会へ
お早目にお越しく下さい

東京都三鷹市下連雀3-37-15
TEL 0422 (49) 3111 FAX 0422 (49) 3184